

※※いずれの申請も各期において申請が必要となりますのでご注意ください※※

I 授業料の免除申請

経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、願い出により選考の上、授業料の全額又は半額の免除が許可される制度があります。

●申請書・提出期限等（平成30年度）

期別	配付開始	申請書入手方法	提出期限	結果発表	提出書類
前期分	2月8日(木)～	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口(学生課5番窓口) ・ホームページからのダウンロード ※新入生については、 ・入学手続き時に受領 ・郵送による請求も可能	3月30日(金) ※新入生は 4月5日(木)	6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○授業料免除申請書 ○市区町村発行の課税証明書 ○世帯全員の住民票 ○所得に関する証明書
後期分	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口(学生課5番窓口) ・ホームページからのダウンロード 	9月下旬	12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○特別控除に関する証明書 ○本人の家計状況に関する証明書 ○その他

注1) 詳細は、2号館1階掲示板や萩朋会館前掲示板等に掲示しますので、ご確認ください。

注2) 申請者は、免除の許可及び不許可が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。審査の結果、不許可や半額免除となった場合は、所定の授業料を納入してください。

II 授業料の徴収猶予・月割分納

経済的理由により、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者は、願い出により徴収猶予又は月割分納が許可される制度があります。

●提出期限・納付期限等（平成30年度）

種別	申請書配付	納付期限	申請書提出期限	結果発表
徴収猶予	【前期分】 2月8日(木)～ 【後期分】 7月下旬	前期分 9月20日	前期分 3月30日(金) ※新入生は4月5日(木)	前期分 4月下旬
		後期分 3月20日 (卒業年次は 2月上旬)		後期分 9月下旬
月割分納		毎月末日 ※9月と3月はともに20日		

(本件に関する問い合わせ先及び提出場所)
 学生課学生支援係(2号館⑤番窓口)
 TEL 022-214-3340・3341